

今村力三郎に学ぶ「人権擁護」の精神

——今村法律研究室長就任のご挨拶——

専修大学法学部教授 内藤光博

1. はじめに

筆者は、松岡啓祐前室長（専修大学法科大学院教授）の後任として、昨年（2017年）7月1日より2年間の任期で、新室長に就任した。室長就任にあたり、本研究室の設立の目的と研究活動の内容を確認しつつ、室名にその名を冠している今村力三郎先生（以下では敬称を省略させていただく）の「人権擁護」を旨として在野法曹に徹した生き方を心に刻んでおきたい。

2. 本研究室の目的と活動

今村力三郎は、「帝人事件」や「大逆事件」など、戦前に起きた、歴史的・政治的に重大な事件の刑事弁護を務めた在野法曹であり、戦後の新制大学発足期には母校である専修大学総長に就任して、現在の専修大学の基礎を築きあげた人物である。本研究室は、1949（昭和24）年、新制大学の発足と同時に設立されている。

「専修大学今村法律研究室規程」第1条によると、本研究室の目的は「専修大学総長としてまた、すぐれた在野法曹として献身された故今村力三郎先生の業績を顕彰して本学に遺された裁判記録を整理保存し、研究及び刊行し並びに法曹人の育成、法律実務の研究及び法律知識の普及をはかること」にあるとされている。続く第2条では、本研究室の目的を達成する事業として、今村が遺した裁判記録の整理保存、法律研修、法律相談をはじめ、本研究室の目的を達成するため必要な事業を行うものとされている。また、本研究室のホームページでは、「専修大学総長として、また優れた在野法曹として活躍された今村力三郎先生の業績を顕彰していく責務」を負っていると同時に「理論と実務の両面から法律問題ならびに法状況を分析・研究する実践的な研究機関として活動」を行うことも、本研究室の重要な目的として掲げられている。

こうした設立目的と使命に基づいて、本研究室では、今村が弁護士として深く関わり、本学に遺した膨大な訴訟記録の調査・研究をすすめるために、これまで、訴訟記録として、「金剛事件」(全3巻)、「五・一五事件」(全4巻)、「神兵隊事件」(全2巻)、「血盟団事件」(全7巻)、「帝人事件」(全11巻・別巻2巻)、「大逆事件」(全3巻)、「虎ノ門事件」(全3巻)、「今村懲戒事件」(全6巻)の刊行を終え、現在では「神兵隊事件・別巻」(2017年の段階で5巻の刊行を終了)を継続刊行中である。

この今村が遺した裁判記録は、いずれも戦前期に起きた時代を画する政治的・社会的に重大な事件の裁判記録であり、法律学的な視点からの研究のみならず、日本の近現代史研究にとっても貴重な資料である。

また、本研究室が「理論と実務の両面から法律問題ならびに法状況を分析・研究する実践的な研究機関」としての使命を有すること、そして本研究室の構成メンバーが法学研究者と法実務家の双方から構成されているという特質を生かし、重要な民事・刑事事件をテーマとする研究者と実務家との交流研究会や、えん罪事件など重大な人権裁判に関する公開シンポジウムを開催するなど、法理論と法実務とを架橋する研究活動を積極的に開催している。その研究成果は、毎年2回刊行されている「専修大学今村法律研究室報」に収録されている。

さらには、本研究室には多くのすぐれた弁護士が室員として在籍していることから、市民を対象とする無料法律相談会を開催している。この無料法律相談の開催も、在野法曹として生涯を貫き通した今村の精神を受け継ぐという意味で、本研究室の重要な活動の一つとなっている。

3. 在野法曹・今村力三郎の「人権擁護」の精神

こうした本研究室の設立とその研究活動には、専修大学の前身である専修学校が生み出した「すぐれた在野法曹」として活躍し、戦後の新制大学発足当時に専修大学総長として力を尽くした今村力三郎の業績を顕彰することにその目的があるのだが、その背景には、前述に見た著名な重大事件において弁護士として「人権擁護」を信条とした彼の在野法曹としての精神と、戦後存亡の危機に直面した母校専修大学の存続に命をかけて邁進した今村の生き方に、本学に関係するすべての法学者と法実務家たちの共感と畏敬の念が集められた結果に他ならないであろう。

年譜によると、今村は、1866（慶応2）年に長野県飯田市に生まれた。1886（明治19）年、専修大学の前身である専修学校法律科に入学、大審院判事（現在の最高裁判所判事）の玄関番をしながら法律学を勉強した苦学の人である。在学中に代言人（弁護士法制定以前の弁護士の名称）試験に合格、専修学校を首席で卒業した後、1889（明治22）年、23歳の若さで刑事弁護の法廷に立った。1954（昭和29）年に89歳で逝去するまで、60年以上にわたり在野の弁護士として活躍した。

今村は、1948（昭和23）年12月に刊行した著書『法廷50年』（専修大学発行、1948年、復刻版（解説付）として、専修大学今村法律研究室編『今村力三郎「法廷五十年」』専修大学出版局、1993年、参照）のなかで、「在野法曹の任務は、一にも、二にも、人権擁護である。人権擁護を離れて弁護士の任務はありません。」（3頁）と述べている。

今村のこの言葉の中に、戦前の想像を絶する困難な時代の中にあって、権力を恐れず、敢然と政府の不正や人権抑圧の事件に立ちはだかった在野法曹としての今村力三郎の矜持と誠実さをみることができる。

今村は、戦後、伊豆の別荘で悠々自適の生活を送っていたが、戦争により荒廃した専修大学の再建を期した当時の学生やOBから是非にとの要請を受け、専修大学総長に就任した。今村は、存亡の危機にあった専修大学を立て直すべく、母校のために私財を投げ出し、自身は神田校舎の近くの粗末な寓居に寝起きし、文字通り寝食を忘れて専修大学の再建に没頭し、89年の生涯を終えた。今にして思えば、齢80にして、すべてを投げ捨て、母校の発展に邁進させたものは何であったのだろうか。凡人の筆者にとっては想像を絶するものがあるが、もし今村力三郎なくば、現在に続く専修大学の発展は望めなかったであろうことは間違いない。

筆者が今村に尊敬の念を抱くのは、彼が著名な事件を手がけ、功成り名遂げた弁護士ということだけではない。「人権擁護」を旨とする在野弁護士として一生を貫き、晩年には教育者として大学の再建に文字通り献身した「大いなる精神」を彼に感じるからに他ならない。

筆者は、縁あって今村力三郎の名前を冠する本研究室の運営に携わることになった以上、今村が持ち続けた、決して権力におもねることのない在野法曹としての「人権擁護」の信念、そしていかなる困難にも立ち向かう不屈の精神に学び、その「大いなる精神」を将来に引き継いでいきたいと思う。